

02



地域の 相互理解と連携

GUIDANCE

STEP.1 地域の連携体制構築

POINT 1 支援・福祉関係機関等と農業との連携

働きづらさを抱える方の就労や自立を主に担うのは、地域の支援・福祉関係機関等です。各機関は、それぞれの当事者に応じてキャリア形成、就労準備、訓練、ケア等に関するサービスを提供しています。当事者が信頼し、多くの情報や専門知識などを有するこうした機関と地域農業が連携する体制の構築を図ることが必要となります。

神奈川県藤沢市

行政の農業部署と福祉部署の連携

藤沢市では、子ども食堂への食材提供をきっかけに、農業水産課と生活困窮者等の支援を担当する地域包括ケアシステム推進室との連携が始まった。

令和元年に策定された藤沢市都市農業振興基本計画において、「高齢者、障害者、生活困窮者、困難を抱える若者等の社会参加に対し、農業がその受け皿となるような仕組みを構築」することが重点取組として盛り込まれたことにより、連携が加速。農業者、福祉関係者及び当事者と家族を対象にした「農福連携入門講座」を共同開催する等、行政内においても農福連携が進んでいる。



Case Study

滋賀県野洲市

地域の若者サポートステーションと農業法人との連携

障害者就労支援事業所を会員とし、障害のある人をはじめ、働きづらさを抱えた方の就労支援を行う「滋賀県社会就労事業振興センター」は、農業での就労を目指す自立支援プログラムの構築を構想。野洲市で農福連携に取り組んでいる「(株)きたなかふぁーむ」と地域若者サポートステーションとをマッチングし、働きづらさを抱える方への就労支援を開始した。

まず、「若者サポステ」の利用者のうち農業に関心を示した方への入り口として短時間の農業体験会を開催。今後は、数日間に及ぶ農作業体験等、徐々に農業との関りを深めるプログラムを準備し、将来的には地域農業者も加わる農業での就労支援を実現させることを目指している。



Case Study

◆連携が想定される支援・福祉関係機関等によるキャリア形成、就労準備、訓練、ケア等に関するサービス

	状態	支援・福祉関係機関等	キャリア形成、就労準備、訓練、ケア等に関するサービス
1	心身にケアを必要とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・福祉機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療サービス ・園芸療法
2	心身に障害を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・公共職業安定所(ハローワーク) ・地域障害者職業センター ・障害者就業・生活支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス ・就労継続支援A・B型事業、就労移行支援事業等
3	困窮状態にあり生活を維持することが難しくなるおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度 ・就労準備支援事業、就労訓練事業
4	困窮状態にあり生活を維持することが難しく自立への支援が必要である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 ・自立相談支援機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度 ・被保護者就労準備支援事業
5	就労の前に一定の支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業(地域若者サポートステーションセンター等) ・就業体験
6	キャリア形成が必要な場合 すぐに就労が可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所(ハローワーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介制度(ハローワーク、地方自治体の職業紹介事業、民間職業紹介事業等) ・一般職業紹介、若者への農業分野の求人先への紹介

※対象者は様々な「状態」が重複する場合がある。



POINT 2

中核になる農業法人・社会福祉法人等の確保

福祉の知見をもって就農による支援を行うことができる農業法人、または自ら農業生産を行っている社会福祉法人等は、働きづらさを抱える方への自立支援を独自で実施できる機能を有しています。

このような農業法人、社会福祉法人等を中核にして、地域の支援・福祉関係機関等や農業者・農業団体等と連携する体制を構築できれば、地域の就労支援を点から面に拡大できる可能性が高まります。

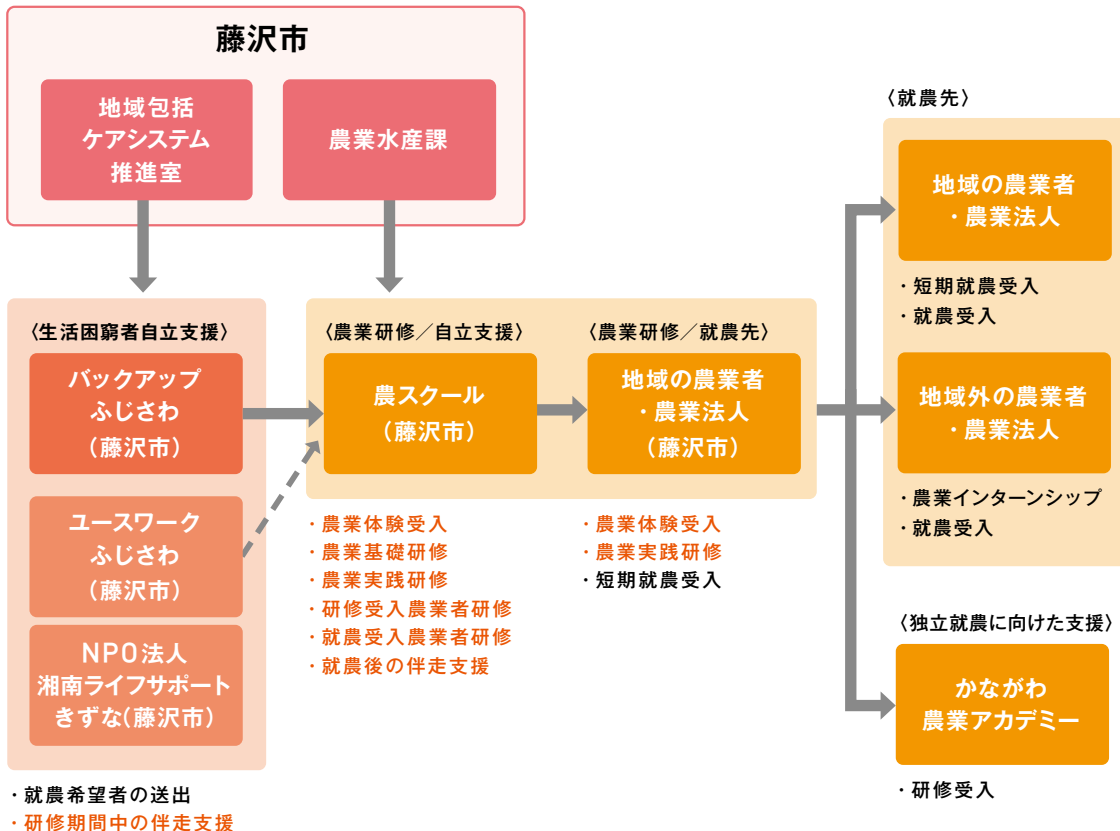
神奈川県藤沢市

行政と農業法人との連携

神奈川県藤沢市は、ひきこもりやホームレスに対する農業を通じた自立支援を独自に行っているNPO法人農スクールと連携した取組を行っている。「地域の新規就農サポート支援事業」を活用し、農スクールを中核にして地域の関係機関が連携する自立支援プログラムを策定して、働きづらさを抱える方の就農支援に取り組んでいる。

【農スクールの役割】

- 多様な媒体を活用した当事者に訴求する広報活動
- 当事者に対する農業を通じた就労支援
- 潜在的当事者へのアプローチによる直接受入れ
- 実践研修や短期就農を受け入れる地域農家への研修
- 地域の社会福祉機関から農業体験・研修の受入れ
- 当事者の就農に向けた支援、就農後のフォローアップ

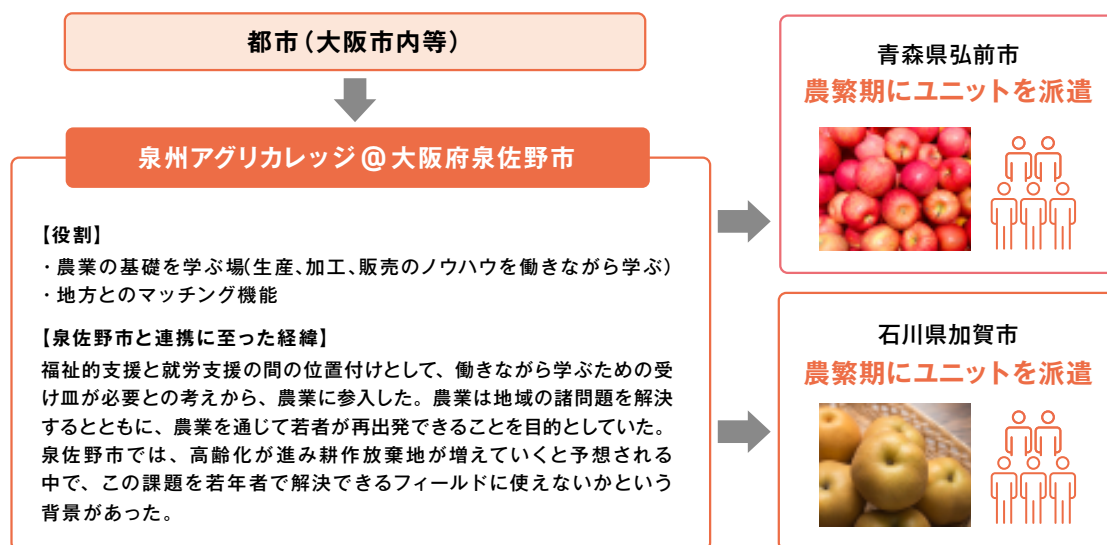


Case Study

大阪府泉佐野市

県域を越えて自治体と連携。ユニットを組んで農繁期に労働力派遣

「NPO 法人おおさか若者就労支援機構」と同機構の事業から生まれた農業法人「(株)泉州アグリ」は、大阪府泉佐野市と連携して就職困難者や若年者の人材育成事業を実施している。まずは泉佐野市にて「泉州アグリカレッジ」を実施し、農業の基礎を体験させる。次に希望者を集めて4～5人1組のユニットを組み、農繁期の労働力として県外に派遣も行っている。現在は、「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」の下で、弘前市と連携し、リンゴの収穫シーズンになると農作業を受託している。弘前市の取組に倣い、加賀市でもナシの収穫シーズンに同様にユニットを派遣している。



【役割】

- ・農業の基礎を学ぶ場(生産、加工、販売のノウハウを働きながら学ぶ)
- ・地方とのマッチング機能

【泉佐野市と連携に至った経緯】

福祉的支援と就労支援の間の位置付けとして、働きながら学ぶための受け皿が必要との考えから、農業に参入した。農業は地域の諸問題を解決するとともに、農業を通じて若者が再出発できることを目的としていた。泉佐野市では、高齢化が進み耕作放棄地が増えていくと予想される中で、この課題を若年者で解決できるフィールドに使えないかという背景があった。

令和2年度 農福連携支援研修

農林水産省は、農福連携を実践したり支援しようとする方が農福連携を総論的に学んでいただく機会を確保するため、昨年度に引き続き、農林水産研修所つくば館水戸圃場において、農福連携支援研修を実施しています。

(対象者) 自治体職員、普及指導員、JA職員、障害福祉サービス事業所職員

令和2年度 農福連携技術支援者育成研修

農林水産省は、農林水産研修所つくば館水戸圃場において、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスできる専門人材を育成するため、令和2年度農福連携技術支援者育成研修を実施しています。

(対象者) すでに農福連携の支援に関わっている方に限らず、これから関わろうとする方

例：個人農家、農業法人の構成員、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員（普及指導センターの職員や自治体職員OBを含む）、JA職員、障害者の雇用・就労を支援する民間企業や公的団体の職員、NPO 法人日本園芸福祉普及協会が認定する初級園芸福祉士・園芸福祉士、日本園芸療法学会が認定する認定登録園芸療法士・専門認定登録園芸療法士、特別支援学校高等部の教諭、研究者等

問合せ先（上記のいずれの研修とも）

【内容について】

農林水産省 農村振興局
農村政策部 都市農村交流課高齢者対策班
代表：03-3502-8111（内線 5448）
ダイヤルイン：03-3502-0033
FAX：03-6744-0571

【受講申込みについて】

農林水産省 生産局
技術普及課 研修指導班
代表：03-3502-8111（内線 5201）
ダイヤルイン：03-3593-6497
メールアドレス：nouhukukensyu@maff.go.jp

STEP.2 相互理解

働きづらさを抱える方の農業を通じた自立に向けては、地域の農業関係者、福祉関係者・支援機関の相互理解だけでなく、当事者やその家族を含めた地域の様々な関係者・関係機関のお互いを理解することが必要です。

POINT 1

セミナー・交流会等による意識啓発と相互理解

地域の農業関係者、福祉関係者を対象に、働きづらさを抱える方に関する基礎知識や就労の受入方法、農業における実例を紹介するセミナー・交流会等を開催し、意識啓発と相互理解を図ります。

対象

農業分野からは農業法人、農家、JA職員、普及指導センターの担当者等、福祉分野からは、福祉施設の担当者、支援機関の担当者等

※可能なら、働きづらさを抱える方とその家族などにも参加いただくとよいでしょう。また指導農業士や青年農業士のリーダー、認定農業者等にも参加してもらい、地域農業のリーダー層に対する意識啓発にも努めましょう。

方法

シンポジウム、セミナー、交流会や勉強会といった様々な方法が考えられる。内容は、障害者就労の基礎知識に関する講座、農福連携や就労事例紹介、意見交換、ワークショップ(作業)等がある。

高知県安芸市

理解を深めるための講演会やワークショップを開催

安芸市農福連携研究会では農福連携の理解を広げ、深めることを目的として、年に一度「農福連携サミット」している。事務局を務める安芸市役所農林課が中心となり、農福連携の専門家を招聘して行われる講演会のほか、研究会のメンバーに農福連携の実情を紹介してもらっている。また、高知県安芸農業振興センターは農業者向けに農福連携を理解を促すチラシを作成。農業者が集まる各部会の会合等で配布している。

JAこうち安芸支所の無料職業紹介所では、働きづらさを抱える方を雇用している農業者と雇用経験のない農業者とが意見を交わす参加するワークショップを開催して、障害やひきこもりについての理解を深める機会を提供している。

こうした啓発活動の効果もあって安芸市では、働きづらさを抱える方が農作業の貴重な戦力になるという理解が浸透し、地域全体で雇用機会が提供されている。



Case Study

POINT 2

農業体験の開催による相互理解促進

農業に関心をもった方、職業体験等の一環として農業を検討している支援・福祉関係期間等に対して、農業体験の機会をコーディネートします。働きづらさを抱える方の受入れを検討し始めた農業者にとっても、当事者への理解を深めることができる有効な取組になります。

支援・福祉関係機関等が実施主体となり、農業者が協力事業者等として圃場を提供する場合の農業体験プログラムの例

- 特別支援学校が行う現場実習（就業体験の受入れ）
- 障害福祉サービス事業所が行う職場実習の受入れ（施設外支援）
- 職業能力開発校等の生徒の職業訓練の受入れ（障害者委託訓練）
- 都道府県が行う社会適応訓練の受入れ（精神障害者社会適応訓練）
- 市や都道府県が行う就労準備支援事業への協力

※その他、農業者が実施主体となって圃場を提供するケースや、支援・福祉関係機関等が農地を取得して農業体験を実施するケースもあります。



滋賀県野洲市

サポステと農業法人の連携

滋賀県社会就労事業振興センターがコーディネーターとなり、サポステと地域の農業法人が連携

株式会社なかふあーむは、滋賀県野洲市を拠点として、後継者不足や離農といった農業分野が抱える課題を解決すべく平成28年に創業。もともと農福連携には携わっていなかったが、障害福祉関係者ときたなかふあーむが、農業関連の会議に同席したことをきっかけに連携し、きたなかふあーむが振興センターから生活困窮者や障害者を受け入れる形で農福連携に取り組み始めた。

農業体験会の具体的な内容については、サポステに相談に来た対象者に一日就農体験会を紹介し、職員同行のもと、キュウリの収穫作業等を体験する。希望者には、さらに5～10日のプログラムや1ヵ月間の長期体験も用意している。この体験を実施するにあたり、振興センターの職員自ら農作業を学びに行き、作業分解の動画も作成している。



Case Study

1日農業体験

体験内容：キュウリの収穫（産地ハウスにて）

体験日時：2月5日（金）
9：30～昼12：00頃

集合場所：9：15CJ野洲駅前北口に集合
（集合後、徒歩で移動します）

体験場所：「株式会社きたなかふあーむ」
※ CJ野洲駅前北口から「きたなかふあーむ」さんの事務所まで徒歩11分
※（事務所の住所）野洲市市名1994
→ 車で直接来られる方は「きたなかふあーむ」さん事務所の駐車場へ9：30までに集合をお願いします（伊賀車庫）。

対象者：49歳までの方（学生を除く） 参加費：無料
申し込み日：2月1日（月） 定員：4名
持ち物：飲み水、汚れてもいい靴（長靴も可）、長袖の服、汗拭き用のタオル、マスク着用

<注意事項> 現場で野菜作り作業を体験します。
作業によっては農具の取り扱いや農薬の取り扱いがあります。
現場に慣れない場合は、必ずハウス内の作業です。
ハウス内の気温が日によって変動します。服装は増減しやすいものを勧めます。
ハウス内の気温が高い日は、長時間の作業に慣れた方と調整して体験の時間を決めてください。

※問い合わせ：申し込み先 **滋賀県地域振興サポステーション**
〒520-0205 東津野町池川1-1-14 行徳第一ビル4階 しがジョブパーク 内
電話：077-963-0266 メールアドレス shiga-support@eiken.jp URL: http://www.shiga-support.jp/

※参加申込書 _____ 日農業体験（ ____ 月 ____ 日参加）
氏名 _____ 性別：男・女 生年月日：昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
住所（〒 _____） _____
電話番号（携帯） _____ 連絡への文通手段（Eメール・その他） _____
<緊急連絡先>氏名 _____（住所） _____（電話番号） _____

※ 参加申し込みの際は必ず参加申込書に必要事項を記入しお送りください。参加申し込み後、キャンセルの場合は必ず電話でお知らせください。

体験受入に際してのポイント

◎体験プログラムの策定

参加者の送元となる支援・福祉関係機関等と話し合っ、どのような体験をセットするのかを話し合しましょう。

確認 POINT

- | | | |
|------------------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> 何の作業をするのか | <input type="checkbox"/> 誰が指導を行うのか | <input type="checkbox"/> どのように現場ですすめるのか |
| <input type="checkbox"/> 何日間行うのか | <input type="checkbox"/> 誰が責任を負うのか | |
| <input type="checkbox"/> 1日何時間行うのか | <input type="checkbox"/> ケガなどに関する保険をどうするのか | |

※本人の希望、心身の状態などに応じて作業時間を決めます。

時間は数時間、午前中のみ、午後のみなど、また期間も1日から数週間とします。

※支援・福祉関係機関等の専門職員の方とともに実施しましょう。

※農業に関心を持った方が何度も体験を重ねられるよう、定期的に体験を受けられるコースを設定するとよいでしょう。

◎本人とのコミュニケーション

相互理解を深めるために、当事者とコミュニケーションをとりましょう。ただし、当事者ごとに異なる特性を把握して、適した接し方が必要となるので、同行する支援・福祉関係機関等の職員等による助言を得ながら行いましょう。

確認 POINT

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 過去のこと(仕事など)についてあまり聞かない | <input type="checkbox"/> 小さな成功でもほめる |
| <input type="checkbox"/> 無理に「頑張ろう」「自立しよう」などとは言わない | <input type="checkbox"/> 否定や批判はしない |

※本人に直接伝えることが難しい場合は、支援・福祉関係機関等の職員等に仲介してもらいましょう。

◎農作業を安全に行うための配慮、対応

どのような作業を行うかを明確にすることで、極力危険のない農作業で体験してもらいましょう。これまで運動など身体を動かすことをしていないことが想定されますので、まずは腰などに負担がかからない軽作業、単純作業としましょう。国や地方自治体の制度を利用する場合、本人の事故、農産物の事故などについては補償することが可能です。はじめに責任の主体を明確にしましょう。

代表的な保険

「ボランティア行事用保険」

- ・ 行事参加者が偶発的な事故でケガをした場合の傷害補償
- ・ 行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_events.html



「ボランティア(活動)保険」(団体、個人が加入)

- ・ ボランティア活動中の偶然な事故によりボランティア自身が被った「ケガ」
- ・ ボランティア自身が活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任損害」に対する補償

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_activities.html



※農業体験の主催者が加入します。加入には社会福祉協議会への登録が必要です。お近くの社会福祉協議会にお問い合わせください。